

IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢと同じ	常に目を離すことができない状態である。症状・行動はランクⅢと同じであるが、頻度の違いにより区分される。 家族の介護力等の在宅基盤の強弱により居宅サービスを利用しながら在宅生活を続けるか、又は特別養護老人ホーム・老人保健施設等の施設サービスを利用するかを選択する。施設サービスを選択する場合には、施設の特徴を踏まえた選択を行う。
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等	ランクⅠ～Ⅳと制定されていた高齢者が、精神病院や認知症専門棟を有する老人保健施設等での治療が必要となったり、重篤な身体疾患が見られ老人病院等での治療が必要となった状態である。専門医療機関を受診するよう勧める必要がある。

〔別添〕

視力確認表

10-1 日中の生活

1. よく動いている 2. 座っていることが多い 3. 横になっていることが多い

項目の定義

日常生活において生活の活発さをみるために、日中、目覚めている時にどのような姿勢をとっていることが多いか、また動いているかを評価する項目である。

調査上の留意点

一定期間（調査日より概ね過去一か月）の状況を総合的に勘案して判断する。

疾患等のために医療機関から活動性の制限をされている場合は、その理由・指導内容等を「特記事項」に記載する。

食事とその前後の時間や一日一時間程度の昼寝等の時間は含まない。

日によって日中の生活の状況が異なる場合は、より頻度が多い状況に基づいて判断する。

日頃から義足や装具等を装着している場合、又は歩行補助具等を使用の場合は、使用時の状況に基づいて判断し、見守り等が必要であれば、「特記事項」に記載する。歩行補助具等を使用している場合は、「特記事項」に記載する。

選択肢の判断基準

「1. よく動いている」

日中の生活で動いていることが多い状態をいう。

「2. 座っていることが多い」

日中、座位で過ごすことが多い等あまり動いていない状態をいう。

「3. 横になっていることが多い」

日中、臥位姿勢をとっていることが多い等ほとんど動いていない状態をいう。

10-2 外出頻度

1. 週一回以上 2. 月一回以上 3. 月一回未満

項目の定義

日常生活において生活の不活発さを見るために、自宅（施設）外へ外出し、何らかの活動をしているかどうかを評価する項目である。

調査上の留意点

一定期間（調査日より概ね過去一か月）の状況を総合的に勘案して、一回概ね30分以上の外出の頻度で判断する。自宅（施設）内の屋外（例えば、庭を歩く等）は含まない。外出の目的や、同行者の有無等は問わない。

選択肢の判断基準

「1. 週一回以上」

週一回以上、外出している場合をいう。

「2. 月一回以上」

月一回から三回、外出している場合をいう。

「3. 月一回未満」

月一回未満の頻度で外出している場合をいう。

10-3 生活の不活発化の要因となるような家族・居住環境、社会参加の状況
などの変化

1. ない 2. ある

項目の定義

生活の不活発化の原因となるような状況の変化を評価する項目である。状況が変化しても、生活が変わらない、むしろ活発になる場合は「ない」と判断する。

調査上の留意点

一定期間（調査日より概ね過去一か月）の状況を総合的に勘案して判断する。

具体的には、

- ① 家族環境の変化：配偶者の入院・入所や死亡、親、子ども（息子あるいは娘）との同居等
- ② 居住環境の変化：転居等
- ③ 社会参加の状況の変化：退職等

生活の不活発化の原因となるような状況の変化をいう。

選択肢の判断基準

「1. ない」

生活の不活発化の原因となるような状況の変化がない場合をいう。

「2. ある」

生活の不活発化の原因となるような状況の変化がある場合をいう。

11-1 本人独自の表現方法

1. 独自の方法によらずに意思表示ができる。
2. 時々、独自の方法でないと意思表示できないことがある。
3. 常に、独自の方法でないと意思表示できない。
4. 意思表示ができない。

項目の定義

知的障害者や精神障害者等で重度のコミュニケーション障害を有している場合のこの意思表示の仕方を問う項目であり、日常生活や外出時において独自の表現（本人独特のジェスチャーや仕草）などを使用し意思表示する場合をいう。

調査上の留意点

普段本人と接している家族等に限らず、外出等も含めて、本人の日常生活上において、意思表示する場合を総合的に判断する場合も含まれる。

選択肢の判断基準

「1. 独自の方法によらず意思表示ができる。」

（ア） 日常生活や外出中において、本人独自の方法によらず言葉や言葉以外の方法により必要な意思を相手に伝えることができる場合をいう。

「2. 時々、独自の方法でないと意思表示できないことがある。」

（ア） 日常生活や外出中において、時々、頭をぶついたり、腕をつかんだり等通常とは違う行動でしか自らの意思を表現できないことがある場合をいう。

「3」の常時必要な場合以外はこの項目となる。

「3. 常に、独自の方法でないと意思表示できない。」

（ア） 日常生活や外出中において、頭をぶついたり、腕をつかんだり等通常とは違う行動でしか自らの意思を表現できない場合をいう。

「4. 意思表示ができない。」

（ア） 本人独自の方法を用いても意思表示できない場合をいう。

11-2 言葉以外のコミュニケーション手段を用いた説明の理解

1. 日常生活においては、言葉以外の方法（ジェスチャー、絵カード等）を用いなくても説明を理解できる。
2. 時々、言葉以外の方法（ジェスチャー、絵カード等）を用いないと説明を理解できないことがある。
3. 常に、言葉以外の方法（ジェスチャー、絵カード等）を用いないと説明を理解できない。
4. 言葉以外の方法を用いても説明を理解できない。

項目の定義

知的障害者や精神障害者等で重度のコミュニケーション障害を有している場合の説明に対する理解を問う項目であり、日常生活や外出時において言葉以外の表現（ジェスチャーや絵カード等）を使用し説明する場合をいう。

調査上の留意点

- ①家族など普段接している人が説明をする場合に限らず、全く知らない人が説明する場合も含まれる。

選択肢の判断基準

- 「1. 日常生活においては、言葉以外の方法（ジェスチャー、絵カード等）を用いなくても説明を理解できる」
 - （ア） 習慣化されていない日常生活上の行為や外出中の行為においてだけ、言葉以外の方法を用いる必要がある場合も含まれる。
- 「2. 時々、言葉以外の方法（ジェスチャー、絵カード等）を用いないと説明を理解できないことがある」
 - （ア） 習慣化された日常生活や外出時の行為について、言葉以外の方法を時々使用する場合をいう。
- 「3. 常に、言葉以外の方法（ジェスチャー、絵カード等）を用いないと説明を理解できない」
 - （ア） 習慣化された日常生活や外出時の行為について、言葉以外の方法を常に使用する必要がある場合をいう。
- 「4. 言葉以外の方法を用いても説明を理解できない」
 - （ア） 説明に対して、応答はしているが理解できているかどうか判断できない場合をいう。

1. 特定の物や人、決めた時間に対する強いこだわりが 1. ない 2. まれにある 3. ときどきある 4. よくある
2. 多動が 1. ない 2. まれにある 3. ときどきある 4. よくある
3. 行動の停止が 1. ない 2. まれにある 3. ときどきある 4. よくある
4. パニックや不安定な行動が 1. ない 2. まれにある 3. ときどきある 4. よくある
5. 自分の体を叩いたり傷つけたりするなどの行為が 1. ない 2. まれにある 3. ときどきある 4. よくある 5. 一日中ある
6. 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為が 1. ない 2. まれにある 3. ときどきある 4. よくある
7. 他人に突然抱きついたりすることが 1. ない 2. まれにある 3. ときどきある 4. よくある
8. 断りもなく物を持ってくることが 1. ない 2. まれにある 3. ときどきある 4. よくある
9. 環境の変化により、突発的に通常と違う声を出すことが 1. ない 2. まれにある 3. ときどきある 4. よくある
10. 突然走っていなくなるような突発的行動が 1. ない 2. まれにある 3. ときどきある 4. よくある
11. 過食、反すう等の食事に関する行動が 1. ない 2. まれにある 3. ときどきある 4. よくある
12. 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力も低下することが 1. ない 2. まれにある 3. ときどきある 4. よくある
13. 再三の手洗いや、繰り返しの確認のため、日常動作に時間がかかることが 1. ない 2. まれにある 3. ときどきある 4. よくある
14. 他者と交流することの不安や緊張のため外出できないことが 1. ない 2. まれにある 3. ときどきある 4. よくある

15. 一日中横になっていたり、自室に閉じこもって何もしないでいることが 1. ない 2. まれにある 3. ときどきある 4. よくある
16. 話がまとまらず、会話にならないことが 1. ない 2. まれにある 3. ときどきある 4. よくある
17. 集中が続かず、やりかけたことを途中で投げ出すことが 1. ない 2. まれにある 3. ときどきある 4. よくある
18. 現実には合わず高く自己を評価することが 1. ない 2. まれにある 3. ときどきある 4. よくある
19. 他者に対して疑い深く拒否的であることが 1. ない 2. まれにある 3. ときどきある 4. よくある

項目の定義

「1. 特定の物や人、決めた時間に対する強いこだわり」

知的障害、精神障害や自閉症等の行動障害で特定の考え、物、人などに対する強いこだわりがあるために、日常生活に支障が生じる場合をいう。こだわりがあっても日常生活に支障がない場合は「ない」とする。

「2. 多動」

知的障害、精神障害や自閉症等の行動障害で特定の物や人に対する興味関心が強く、思うとおりにならないと落ち着かなくなり多動になってしまう場合をいう

「3. 行動の停止」

知的障害、精神障害や自閉症等の行動障害で特定の物や人に対する興味関心が強く、その対象（対象が明確でない場合も含む。）にこだわって動かなくなってしまう場合をいう。

「4. パニックや不安定な行動」

知的障害や自閉症等の行動障害で予定や手続きの変更が受け入れられず大声を出して泣き叫ぶ等のパニックや行動が不安定になる場合をいう。

精神障害で、不安、恐怖、焦燥等かられて衝動的な行動がある場合も含まれる。

「5. 自分の体を叩いたり傷つけたりするなどの行為」

知的障害や自閉症等の行動障害で自ら傷跡が残るほど自分の体に傷をつけたりするような行為がある場合をいう。

精神障害で、手首を切る、頭髪を抜くなど、自ら自分の体を傷つける行為がある場合も含まれる。

「6. 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為」

知的障害、精神障害や自閉症等の行動障害で他人を叩く、髪の毛を引っ張る、蹴る等の行為や壁を壊したりガラスを割ったりするなどの行為がある場合をいう。

「7. 他人に突然抱きついたりすること」

知的障害、精神障害や自閉症等の行動障害で興味や関心が優先したり、適切な意思表示ができないなどにより、他人に突然抱きついたりしてしまう行為がある場合をいう。

「8. 断りもなく物を持ってくること」

知的障害、精神障害や自閉症等の行動障害で興味や関心が優先したり、適切な意思表示ができないなどにより、断りもなく物を持ってきてしまう行為がある場合をいう。（例：急に他人をのぞき込む。急に他人に接近する。急に他人の服についているゴミを取る。等）

「9. 環境の変化により、突発的に通常と違う声を出すこと」

知的障害、精神障害や自閉症等の行動障害で本人の欲求が受け入れられなかったり、制止されたりした時や、非常に興味関心の強い物や人を見たときに起こる場合をいう。

「10. 突然走っていなくなるような突発的行動」

知的障害、精神障害や自閉症等での行動障害で興味や関心が強い物や人を見つけたら、断りもなくそちらへ走って行ってしまう等の場合をいう。興味の対象が不明の場合も含まれる。

「11. 過食、反すう等の食事に関する行動が」

知的障害、精神障害や自閉症等の行動障害で食に関する行動障害、あるいは複数の行動が認められる場合をいう。

「12. 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力も低下することが」

抑うつ気分により、ひどく悲観的であったり考えがまとまらないため、日常生活に支障をきたす場合をいう。時に死にたいと言ったそぶりを示し、危険を防止するために誰かがそばについているなどの配慮が必要とされる場合をいう。

「13. 再三の手洗いや、繰り返しの確認のため、日常動作に時間がかかること」

ある考えに固執したり、特定の行為を反復したり、あるいは儀式的な行為にとらわれることで、日常生活に支障をきたす。たとえば、必要以上に手を洗う・施錠を確認するなどの行為がある場合をいう。

「14. 他者と交流することの不安や緊張のため外出できないことが」

人に会うと緊張したり、恥ずかしく思ったり、危害を加えられるのではな

いかという不安が強く、外出ができない場合をいう。長期にわたって引きこもり状態も含まれる。

「15. 体は悪くないのに昼間から寝ていたり閉じこもっていることが」

行動を計画したり実行したりする意欲が乏しいため、自発的な行動が見られない場合をいう。

「16. 話がまとまらず、会話にならないことが」

話の内容に一貫性がない、話題を次々と変える、質問に対して全く意図しない反応が返ってくる、などにより会話が成立しない場合をいう。興奮したときに一時的に話がまとまらないものは除く。

「17. 集中が続かず、言われたことをやりとおせないことが」

集中が持続せず、家庭内やその他の生活の場での役割や課題を最後までやり遂げられない場合をいう。

「18. 現実には合わず高く自己を評価することが」

現実にはそぐわない特別な地位や能力が自分にあると信じてそれを主張する場合をいう。

「19. 他者に対して疑い深く拒否的であることが」

他者を信頼しない態度で、相手の善意を疑い、話し合いや本人のためになされた提案を受け入れない場合をいう。

調査上の留意点

これらの行動上の障害は、次の選択肢の判断基準（この間の環境が大きく変化した場合は、その変化後から調査日まで）の状況から、その行動上の障害への対応や介護も含めて、現在の環境でその行動上の障害が現れたかどうかに基づいて判断する。

- ・その状態が変化することにより、日常生活上に支障があるかどうかに着目し、調査時の状況のみから判断するのではなく、過去1年間程度の期間の生活状況の変動も踏まえて判断することも必要であり、この場合は特記事項に記載する。
- ・複数の行動上の障害が同時に起こるような場合でも、それぞれの項目ごとに判断する。

選択肢の判断基準

「1. ない」

- (ア) その行動上の障害が、過去1年間に一度も現れたことが無い場合や、数ヶ月に1回以上の頻度では現れない場合をいう。
- (イ) 対象者の状況から、その行動上の障害が現れる可能性が殆ど無い場合も含まれる。

「2. まれにある」

- (ア) その行動上の障害が、少なくとも数ヶ月に1回以上の頻度で現れる場合をいう。
- (イ) 二つ以上の状況を例示している選択肢について、いずれか一つでもある場合も含まれる。

「3. ときどきある」

- (ア) 少なくとも1ヶ月間に1回以上の頻度で現れる場合をいう。
- (イ) 2つ以上の状況を例示している選択肢について、いずれかが、ときどきある場合も含まれる。その頻度は「特記事項」に記載する。

「4. よくある」

- (ア) 少なくとも1週間に1回以上の頻度で現れる場合をいう。
- (イ) 2つ以上の状況を例示している選択肢について、いずれか一つでもある場合も含まれる。

12-1 調理（献立を含む）

1. できる	2. 見守り	3. 一部介助	4. 全介助
--------	--------	---------	--------

項目の定義

調理に関する一連の行為について評価する。

ここにいう一連の行為とは、献立、献立に必要な食材の準備、調理、及び調理の後片付けまでをいう。

調査上の留意点

- ① 簡単な食事について、献立をたて、調理し後片づけする一連の行為のことをいう。
- ② 一連の行為に配下膳は含まれない。
- ③ 買い物については含まれない。
- ④ 普段おこなっていない場合は、日頃の生活状況を家族等から聞き取ったり、本人の他の家事の状況等を勘案し総合的に判断する。この場合、判断した状況を「特記事項」に記載する。

選択肢の判断基準

「1. できる」

- (ア) 一人でできる場合をいう。
- (イ) 普段の家事全般についてできており、果物をむいたり、お茶やコーヒーなどを出したりする能力等を勘案した場合、調理が一通り可能と判断できる場合をいう。

「2. 見守り」

- (ア) 食材を切る、煮る、炒める等に見守りや声かけが必要な場合をいう。
- (イ) 普段の家事全般について比較的できており、果物をむいたり、お湯を沸かす、お茶やコーヒーなどを出したりする能力等を勘案した場合、見守りや声かけを行えば可能と判断できる場合をいう。

「3. 一部介助」

- (ア) 食材を切る、煮る、炒める等の直接的な援助が部分的に必要な場合をいう。
- (イ) 普段の家事全般について比較的できており、果物をむいたり、お湯を沸かす、お茶やコーヒーなどを出したりする能力等を勘案した場合、直接的な援助を部分的に行えば可能と判断できる場合をいう。

「4. 全介助」

- (ア) 一人では一連な行為ができず、一連の行為を通じて直接的援助が必要な場合をいう。

12-2 食事の配膳・下膳（運ぶこと）

1. できる	2. 見守り	3. 一部介助	4. 全介助
--------	--------	---------	--------

項目の定義

食事の際の配膳・下膳に関する一連の行為ができるかどうかを評価する。

ここにいう一連の行為とは、盛りつけ、配膳、下膳、食器洗い、食器の後片付けまでをいう。

調査上の留意点

- ① 配下膳の運搬が一人でできるかどうかをみる。
- ② 普段おこなっていない場合は、日頃の生活状況を家族等から聞き取ったり、本人の他の家事の状況等を勘案し総合的に判断する。この場合、判断した状況を「特記事項」に記載する。

選択肢の判断基準

「1. できる」

- (ア) 一人でできる場合をいう。
- (イ) 普段の家事全般についてできており、お客に対するお茶菓子や果物の盛りつけ、お茶やコーヒーなどを出したりする能力等を勘案した場合、配下膳が一通り可能と判断できる場合をいう。

「2. 見守り」

- (ア) 見守りや簡単な指示があれば可能な場合をいう。
- (イ) 普段の家事全般について比較的できており、お客に対するお茶菓子や果物の盛りつけ、お茶やコーヒーなどを出したりする能力等を勘案した場合、見守りや声かけを行えば配下膳が一通り可能と判断できる場合をいう。

「3. 一部介助」

- (ア) 直接的な援助が部分的に必要な場合をいう。
- (イ) 普段の家事全般について比較的できており、お客に対するお茶菓子や果物の盛りつけ、お茶やコーヒーなどを出したりする能力等を勘案した場合、直接的な援助が部分的に行えば配下膳が一通り可能と判断できる場合をいう。

「4. 全介助」

- (ア) 一人では一連な行為ができず、一連の行為を通じて直接的援助が必要な場合をいう。

12-3 掃除（整理整頓を含む）

1. できる	2. 見守り	3. 一部介助	4. 全介助
--------	--------	---------	--------

項目の定義

掃除に関する一連の行為について評価する。

ここにいう一連の行為とは、掃除機の準備、掃除機の操作、掃除する部屋の整理、掃除機の後片付けまでをいう。

調査上の留意点

- ① 掃除機や箒を使って普段自分の使用している部屋等を掃除することを見るものである。また、併せて、自分の持ち物の整理整頓ができるかも見る。
- ② 普段おこなっていない場合は、日頃の生活状況を家族等から聞き取ったり、本人の他の家事の状況等を勘案し総合的に判断する。この場合、判断した状況を「特記事項」に記載する。

選択肢の判断基準

「1. できる」

- (ア) 一人でできる場合をいう。
- (イ) 普段の家事全般についてできており、居住環境も整理整頓されているなどの能力等を勘案した場合、掃除が一通り可能と判断できる場合をいう。

「2. 見守り」

- (ア) 見守りや簡単な指示があれば可能な場合をいう。
- (イ) 普段の家事全般について比較的できており、居住環境も一部不十分ではあるが相当程度は整理整頓されているなど、見守りや声かけがあれば掃除が一通り可能と判断できる場合をいう。

「3. 一部介助」

- (ア) 整理整頓で直接的な援助が部分的に必要な場合をいう。
- (イ) 普段の家事全般について比較的できており、居住環境も不十分ではあるが比較的整理整頓されているなど、直接的な援助が部分的に行われれば、掃除が一通り可能と判断できる場合をいう。

「4. 全介助」

- (ア) 一人では一連な行為ができず、一連の行為を通じて直接的援助が必要な場合をいう。

12-4 洗濯

1. できる	2. 見守り	3. 一部介助	4. 全介助
--------	--------	---------	--------

項目の定義

洗濯に関する一連の行為について評価する。

ここにいう一連の行為とは、洗濯物を洗濯機に入れる、洗濯機の操作を行う、洗剤を準備する、洗濯物を乾かす、洗濯物を取り込む、洗濯物をたたむ、洗濯物を片付けるまでをいう。

調査上の留意点

- ① 洗濯、乾燥、衣類等を整理し片づける一連の行為をいう。
- ② 通常の日常生活において行っている洗濯をいう。
- ③ 普段おこなっていない場合は、日頃の生活状況を家族等から聞き取ったり、本人の他の家事の状況等を勘案し総合的に判断する。この場合、判断した状況を「特記事項」に記載する。

選択肢の判断基準

「1. できる」

- (ア) 一人でできる場合をいう。
- (イ) 対象者の普段着ている衣類などから判断した場合、清潔な衣類を着ており、衣類等がよく整理されているなど、洗濯が一通り可能と判断できる場合をいう。

「2. 見守り」

- (ア) 見守りや簡単な指示があれば可能な場合をいう。
- (イ) 対象者の普段着ている衣類などから判断した場合、ほとんどの場合清潔な衣類を着ており、衣類等が相当程度整理されているなど、見守りや声かけがあれば洗濯が一通り可能と判断できる場合をいう。

「3. 一部介助」

- (ア) 洗濯機の操作等で直接的な援助が部分的に必要な場合をいう。
- (イ) 対象者の普段着ている衣類などから判断した場合、比較的清潔な衣類を着ており、衣類等が不十分なところもあるが比較的整理されているなど、直接的な援助が部分的におこなわれれば洗濯が一通り可能と判断できる場合をいう。

「4. 全介助」

- (ア) 一人では一連な行為ができず、一連の行為を通じて直接的援助が必要な場合をいう。

12-5 入浴の準備と後片付け

1. できる	2. 見守り	3. 一部介助	4. 全介助
--------	--------	---------	--------

項目の定義

入浴時の準備と後片づけに関する一連の行為について評価する。

ここにいう一連の行為とは、浴槽に水を張る、お湯を沸かす、入浴用品の準備をする、着替えを準備する、風呂場の後片付けをするまでをいう。

調査上の留意点

- ① 入浴時の入浴用品の準備・後片づけをいう。
- ② 浴槽に入ることや洗身は含まれない。
- ③ 普段おこなっていない場合は、日頃の生活状況を家族等から聞き取ったり、本人の他の家事の状況等を勘察し総合的に判断する。この場合、判断した状況を「特記事項」に記載する。

選択肢の判断基準

「1. できる」

- (ア) 一人でできる場合をいう。
- (イ) 普段の家事全般についてできており、居住環境も整理整頓されているなどの能力等を勘察した場合、入浴の準備が一通り可能と判断できる場合をいう。

「2. 見守り」

- (ア) 見守りや簡単な指示があれば可能な場合をいう。
- (イ) 普段の家事全般について相当程度できており、居住環境も一部不十分ではあるが相当程度は整理整頓されているなど、見守りや声かけがあれば入浴の準備等が一通り可能と判断できる場合をいう。

「3. 一部介助」

- (ア) 水張り・お湯沸かし等で直接的な援助が部分的に必要な場合をいう。
- (イ) 普段の家事全般について比較的できており、居住環境も不十分ではあるが比較的整理整頓されているなど、直接的な援助が部分的に行われれば、入浴の準備等が一通り可能と判断できる場合をいう。

「4. 全介助」

- (ア) 一人では一連な行為ができず、一連の行為を通じて直接的援助が必要な場合をいう。

12-6 買い物

1. できる	2. 見守り	3. 一部介助	4. 全介助
--------	--------	---------	--------

項目の定義

買い物に関する一連の行為について評価する。

調査上の留意点

- ① コンビニエンスストアやデパートなどにおいて、適切に必要な商品を選び、代金を支払うことをいう。
- ② 店までの移動については含まれない。
- ③ 普段おこなっていない場合は、日頃の生活状況を家族等から聞き取った状況等を勘案し総合的に判断する。この場合、判断した状況を「特記事項」に記載する。

選択肢の判断基準

「1. できる」

- (ア) 一人でできる場合をいう。
- (イ) 普段のお小遣いに管理などの能力等を勘案した場合、買い物が一通り可能と判断できる場合をいう。

「2. 見守り」

- (ア) 見守りや簡単な指示があれば可能な場合をいう。
- (イ) 普段のお小遣いに管理などの能力等を勘案した場合、見まもりや声かけがあれば買い物が一通り可能と判断できる場合をいう。

「3. 一部介助」

- (ア) 商品の選定、金銭の計算等で直接的な援助が部分的に必要な場合をいう。
- (イ) 普段のお小遣いに管理などの能力等を勘案した場合、部分的な介助があれば買い物が一通り可能と判断できる場合をいう。

「4. 全介助」

- (ア) 一人では一連な行為ができず、一連の行為を通じて直接的援助が必要な場合をいう。

12-7 交通手段の利用

1. できる	2. 見守り	3. 一部介助	4. 全介助
--------	--------	---------	--------

項目の定義

交通手段の利用に関する一連の行為について評価する。

ここにいう一連の行為とは、目的地へ行く交通機関を選ぶ、バス停や駅まで移動する、切符を購入する、交通機関に乗車する、目的地に降車する、目的地まで行くまでをいう。

調査上の留意点

- ① 電車・バス等の交通機関の利用が一人で適切にできることをいう。
- ② 地域の交通機関が目的地まで適切に利用できるかで判断する。
- ③ 普段利用していない場合は、日頃の生活状況を家族等から聞き取った状況等を勘案し総合的に判断する。この場合、判断した状況を「特記事項」に記載する。

選択肢の判断基準

「1. できる」

- (ア) 一人でできる場合をいう。
- (イ) 普段の外出や社会生活などの能力等を勘案した場合、交通手段の利用が一通り可能と判断できる場合をいう。

「2. 見守り」

- (ア) 見守りや簡単な指示があれば可能な場合をいう。
- (イ) 普段の外出や社会生活などの能力等を勘案した場合、見守りや声かけがあれば交通手段の利用が一通り可能と判断できる場合をいう。

「3. 一部介助」

- (ア) 切符の購入、移乗等で直接的な援助が部分的に必要な場合をいう。
- (イ) 普段の外出や社会生活などの能力等を勘案した場合、部分的な介助があれば交通手段の利用が一通り可能と判断できる場合をいう。

「4. 全介助」

- (ア) 一人では一連な行為ができず、一連の行為を通じて直接的援助が必要な場合をいう。

12-8 文字の視覚的認識使用

1. できる	2. 見守り	3. 一部介助	4. 全介助
--------	--------	---------	--------

項目の定義

文字が見えるかどうかに着目して、その状況により文字が使用できるかを評価するものであり、文字の理解等の知的能力を問うものではない。

調査上の留意点

- ① 眼鏡など、日頃から本人が使用している補装具、補助具を使用した状況で判断する。
- ② 使用した補装具、補助具、器具等を用いて、文字の大きさの変更等を行った場合は、「特記事項」に記載する。
- ③ 点字の活用は含まない。

選択肢の判断基準

「1. できる」

- (ア) 一人でできる場合をいう。
- (イ) 普段の外出や社会生活などの能力等を勘案した場合、交通手段の利用が一通り可能と判断できる場合をいう。

「2. 見守り」

- (ア) 見守りや簡単な指示があれば可能な場合をいう。
- (イ) 普段の外出や社会生活などの能力等を勘案した場合、見守りや声かけがあれば交通手段の利用が一通り可能と判断できる場合をいう。

「3. 一部介助」

- (ア) 切符の購入、移乗等で直接的な援助が部分的に必要な場合をいう。
- (イ) 普段の外出や社会生活などの能力等を勘案した場合、部分的な介助があれば交通手段の利用が一通り可能と判断できる場合をいう。

「4. 全介助」

- (ア) 一人では一連な行為ができず、一連の行為を通じて直接的援助が必要な場合をいう。

13 群以降は、原則、今回新規に追加した項目です。やむを得ず判断できない場合を除いて、いずれかの選択肢を選んでください。

13-1 簡単な食事の調理（献立を含む）

1. できる	2. 見守り	3. 一部介助	4. 全介助
--------	--------	---------	--------

項目の定義

簡単な食事の調理に関する一連の行為について評価する。

簡単な食事とは、自分自身あるいは家族の食事で、少量の食材からなる食事のことを指す。

ここにいう一連の行為とは、献立、献立に必要な食材の準備、調理、および後片付けまでをいう。

調査上の留意点

簡単な食事の調理とは、レトルト食品などを含む。

一連の行為に配下膳は、含まれない。買い物については含まれない。

食材の準備は、食材を洗う、切るなどを指す。

後片付けは、食器を洗う、洗いかごに伏せる、食器を拭くまでをいう。

普段行っていない場合は、日頃の生活状況を家族から聞き取ったり、本人の他の家事の状況などを勘案して総合的に判断した状況を「特記事項」に記載する。

選択肢の判断基準

能力的にはできても実際に行っていない場合はその状況に応じて判断し、状況の説明、判断の理由を特記事項に付記する。ある程度の継続性があると判断される場合を「できる」とする。

「1. できる」

（ア）一人でできる場合をいう。

（イ）普段の家事全般についてできており、果物をむいたり、お茶やコーヒーなどを出したりする能力等を勘案した場合、簡単な調理が一通り可能と判断できる場合をいう。

「2. 見守り」

（ア）見守りや簡単な指示が必要であれば日常的に調理が可能である場合をいう。

（イ）普段の家事全般について比較的できており、果物をむいたり、お湯を沸かす、お茶やコーヒーなどを出したりする能力等を勘案した場合、